

平成28年度 第2回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- 1 日 時 平成29年2月13日（月）14：00～16：00
- 2 場 所 滋賀県農業教育情報センター 第一研修室
- 3 出席委員 井手委員、岡野委員、岡本委員、小川委員、片山委員、河合委員、北川委員、黒川委員、竹山委員、立花委員、田中委員、中井委員、深尾委員（13名）
（欠席：小西委員、澁谷委員、永井委員、細川委員、渡邊委員）
- 4 資 料 資料1 環境保全型農業直接支払交付金の概要
資料2 環境こだわり農業の深化に向けて
資料3 平成29年度関連予算案の概要
別冊 平成28年度環境保全型農業直接支払交付金の概要
平成28年度第1回環境こだわり農業審議会での主な意見
環境こだわり米のPRキャンペーン結果

5 議 事

【井手会長】

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

本日、議事といたしましては、次第にございますように、大きく3点用意されております。

そうしましたら、まず最初、環境保全型農業直接支払交付金の概要についてということで、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【事務局】

(1)環境保全型農業直接支払交付金の概要について

資料1に基づき説明

【井手会長】

ありがとうございます。

それでは、一旦ここで質問等を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。今年度の交付金の概要ということでございます。

はい、深尾委員。

【深尾委員】

今回、国の予算の不足分に対しても、県が御理解いただいて、予算をつけていただいたことはお礼申し上げます。

なぜ、これをつけていただくようになったかというのは、例えば、この事業は環境保全型ということですが環境を保全するため

に、農家は様々な取組をします。つまり手間がかかります。掛かり増し経費を負担しましょうという趣旨の交付金であるということで、全国的にだんだん増えてきたと。だから、お金が足らなくなったと。

ただし、掛かり増し経費をいただくために、いろんな作業、今、言われました水田の生態系に配慮した雑草管理だと、あぜを、農薬をまかんと4回刈らんならんと。4回刈らんならんわけですけど、8月17日に金が足らんということを国から言ってきましたが、言ってきた時点では、もう4回刈り終わったというのが実態です。

【事務局】 その8月の時点では、もう大方の作業を終わってしまして、メインの中干しなんかも、もう6月に行いますし、あとは、今の畦畔の草刈りにつきましても、6月、7月がメインで行われますので、もう基本的に掛かり増し経費、農家のこの取組をするに当たっての行為は、もう大方、8月では終わっていたと思っております。

【深尾委員】 ですから、この①から⑰のうち、既に掛かり増し経費分は実施済みだというふうなことです。パンフレットには1行だけ、「もし金が足りないようになったら全額払えません」と書いてあるんです。しかし、そういうわけにはいかんと思います。既にもう全部、取りかかって、取組は終了済みだから困ることなのですよ。

【事務局】 そうです、はい。

【深尾委員】 一応、確認のような質問で。

【井手会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。
では、竹山委員。

【竹山委員】 県が補正を組んでくださって、この文書を見ましたら、市町も県同様の措置を協力要請し、交付される方向で調整ということで書いてますけども、実際は市町は従来どおりということで見ていいんですか。要請はされたけど、市町は。

【事務局】 ちょっと説明を。
今、御質問の部分は、4ページの上から5行目くらいの8月から9月のところで、県、市町の独自措置の調整と書いてある部分にな

るかと思えます。

実は、最初、国からお金が足りないぞという話になったときには、当然、国の部分、国が半分出しますので、国の部分は国にとにかく要望しようということでございましたけれども、その時点で、まず、県の4分の1の負担分、それから、市町村の4分の1の負担分がありますので、その分だけは、国から来るか来ないかわかりませんけれども、きちっと負担をしていこうじゃないかということで、県と市町村について、出そうという方針を8月、9月に調整して、農業者の方にも10月にアナウンスしたという経過がございます。

その後、結果として、国のお金がもう来なかったもので、さらに、国のへこんだ分を、その分は県だけで負担してという形にいたしましたので、一番下の表を見ていただきましたら、もともと市町さんも、設定単価では1,000円持つことになっていたわけでございます。この交付金のルール上、よその県なんかの運用では、国が減ったら、自動的に県と市町村のお金を減らすというのが普通のやり方でございます。国が210円に減ったら、市町村も105円に減らすというのが本来の一般的な補助金の考え方です。そこを105円となるところを、1,000円にさせていただいたということで、市町さんも、その部分についてはきちっと対応いただいたということでございます。

今回、さらに、その国がへこんだ分を持つというのも、これは本当に特別の特別の措置で、国が来なかった分を県が持つというのは、ほかの事業でも、なかなかあり得ない話なんですけども、先ほど深尾専務からもお話がございましたが、既に農家の方の取組も全部終わった後での話でということも踏まえまして、そうした措置にしたということでございます。

【井手会長】 ほかにいかがでしょうか。
 中井委員。

【中井委員】 取組の第1取組、第2取組の品目はわかるわけですか、面積で。ちょっと品目を教えてください。

【井手会長】 どういった品目が多いかという御質問ですね。

【事務局】 大半は水稲です。もともと水稲が多いので。ただ、このメニュー別の細かい品目別の数字は整理はできてございませんが、基本的には環境こだわり農産物の栽培と比例はしてきておりまして、今年、この直接支払の面積とびたつとは合いませんけども、今年度の環境こだわり農産物の栽培の取組の速報値では、全体で1万5,300ヘクタールの、これ10月時点で取りまとめた中間地点の暫定値でございますけれども、1万5,300ヘクタールの全体の取組のうち、水稲が1万3,525ヘクタールということで、一番多くなっております。

野菜は、106ヘクタールでございますし、あと、果樹が86ヘクタールとなっております。あと、それ以外に多いのでは、大豆が1,141ヘクタールというふうな内訳になってございます。

ちょっとメニュー別の面積については、今、最終集計中でございますし、あと、今の面積も10月時点で取りまとめた数字でございますので変わってくる部分もございますが、おおよそ比率としてはそういった形で捉えていただければと思います。

【井手会長】 中井委員、今のでよろしいでしょうか。

【中井委員】 結構です。

【井手会長】 よろしいでしょうか。ほかに質問はございませんか。

そうしましたら、一旦、次の議題のほうに進めさせていただきます。また、後からでも、戻りまして質問していただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の2番目、環境こだわり農業の深化に向けて、合わせて、関連が多ございますので、3番目、平成29年度関連予算案の概要ということで、まとめて事務局のほうから御説明を願います。

【事務局】 (2)環境こだわり農業の深化に向けて
(3)平成29年度関連予算案の概要
資料2、資料3に基づき説明

【井手会長】 ありがとうございます。

状況につきまして、御理解いただけましたでしょうか。私もつい最近、事務局からこの状況を伺いまして。もともと計画の中でも、

環境こだわりの中で有機農業をどう位置づけていくのかということ
は、一つの検討課題として挙がっていたところなのですが、今回の
国の予算不足という事態に際して、その必要性が加速したという
ところでしょうか。

一つは、もともと一人の百歩より百人の一步だということで、環
境こだわりとしては、できるだけ面的な拡大を最優先でやってきた
わけですが、ここで事務局のほうから提案されてきておりますの
は、もう一回、量から質のほうに環境こだわりを転換すべきではな
いかというふうな御提案だというふうに聞かせていただいています。

もう1点だけ。事務局のスケジュールの案に従いますと、我々の
任期が来年度いっぱい、平成29年ということになっておりますの
で、この我々の任期の間に、少なくとも論点の整理はやっていこう
ということになっております。

非常に大きな内容でもございますので、毎回そうではありますけ
れども、特に、本日に关しましては、できるだけ全ての委員の皆様
から御意見をいただければというふうに思っています。

特に、新たな環境こだわり農業の方向性ということで、事務局の
ほうから、例として幾つか今挙がっているわけですが、御意見とい
たしましては、そもそもこういった考え方でいいのか、あるいは、
ほかにも検討すべき内容があるんじゃないかとか、そういった点を
中心に御意見をいただければというふうに思っています。

いかがでしょうか。

そうしましたら、北川委員。

【北川委員】

今の環境こだわり農業の深化ということで、この深化というと
ころについては正しいのかなと。現状維持でもなしに、縮小でもなし
に、深化というのは、これだけ、県民みんなここをやっていますの
で、この方向かなと思っています。

この中で、何を深化するのかをもう少しはっきりと、農業者の方
にも、消費者の方にもわかりやすいような、今までの環境こだわり
農業と何が違うんですよというのをはっきりと議論をした中で、そ
の中で、これが有機なのかとか、それが園芸作物なのかとかいうと
ころになってくると思うので、どういったところで深化していくの
かをわかりやすくできるようなものを、これから議論をすることが
必要なかなということも自分も思っています。

それで、そんな中で、環境こだわり農業という名前が、どうして
も多分、消費者さんから見られると、安全安心というよりも、琵琶

湖のための、環境保全のためのお米というようなイメージが物すごく、そっちが先にいっているような感じがしますので、次回というか、これから深化する中でも、安全安心、今の最初にしゃべらせてもらった、何を深化するということにもかかわってくるんですけども、そういった名前というか、イメージする事業の名前とかについても、ちょっと工夫が今後にも必要なのかなということを思いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後に、進めていく上で、どういったことで生産基盤を拡大するための支援というようなことを、今の予算の中にも出ておったのですけれども、そこらのところについても、さらにもっといろんな方々の意見を聞いた中で、どういったことをすれば生産基盤拡大になるのかということについても議論が必要なかと思ひました。

以上でございます。

【井手会長】

ありがとうございます。

大きく3点の御意見だというふうにお伺ひさせていただきました。

1点目は、特に消費者に向けて、何が違うのかということ、何を深化させていくのかということ、これを明確にするということ。2点目は、検討の対象として、名称ですね、環境こだわりという名称そのものも検討課題として挙げるべきであるということ。3点目は、当然ではございますけれども、そういった今後の方向性に関する支援のあり方についても、同じく検討課題として挙げていくべきであるというふうにお伺ひさせていただきました。

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

岡本委員。

【岡本委員】

ありがとうございます。

私は、環境こだわり農産物というのは、琵琶湖だけではなくて、環境にこだわった農作物を作るということは、私たちの生活にも大変優しい生活が送れるという意味合いでとりました。

今の環境こだわり農産物では付加価値がつきにくいとここに書いてあるのですけれども、50%カットであれば、私は十分に付加価値はあるんじゃないかと思うんですね。これに、さらに有機というものをつけ加えるとすると、消費者にとっては、非常にこだわり農産物が埋没してしまうのではないのかなと。

それと、有機というのは、確かに、非常に、消費者には魅力的な言葉なんですけれども、滋賀県さんのほうでは、やはり、有機農産物をこれから開発というか、していくためには、どのような農作物を有機の農作物として作成されていくおつもりなのかということも伺わせていただきたいと思えますし、ただ、消費者にしましたら、有機農産物と有機JASというのが、非常に、なかなか勉強不足かも知れませんが、そのところがわかりづらいなど。もし、有機農産物を前面に出して、これからされるのであれば、消費者にはいろいろな意味で情報提供と、それから、リスクマネジメント、リスクコミュニケーションというものをぜひ進めていただけたらなというふうに思います。

【井手会長】 ありがとうございます。

まず1点目は、環境こだわりという名称、これは変えなくてもいいんじゃないかという御意見ですね。それから、2点目は、質問としてとらせていただきます。3点目といたしましては、有機を強調する余り、従来の環境こだわりが埋没する、いわゆる、逆に有機と対比の中で、ブランドとして価値が落ちてしまうんじゃないかという懸念。それから、有機といっても、なかなかいろいろ認証もごさいますので、消費者向けに情報提供をどうやっていくのかという、そういう御指摘、御意見だというふうにとらせていただきました。

2点目の御質問といたしまして、仮に、滋賀県として有機にこだわるとして、どういった品目を中心にやっていくのかという御質問なのですが、これにつきましては、何か今の時点で。

【事務局】 今のところの案として考えていますのは、やはり、米が中心になってくるというふうに思っています。園芸作物については、そもそも5割削減すらも技術的に難しく、また、ロットもないという状態の中で、そうした技術的な問題、あるいはロットの問題等考えましても、非常に難しいかなというふうに思っています。

あと、それ以外の品目として考えられますのが、一部、茶のほうで、そうした動きが現に出てきておりまして、そうした米とか茶といったあたりが一つ、検討の中心になってくるかなというふうに思っています。

【岡本委員】 ありがとうございます。

【井手会長】 特に、御指摘の中で、有機に力を入れ始めたときに、従来の5割削減のほうの、いわゆる、従来からの環境こだわりの農作物がどうなるのかというところが一番、やはり、気になるところではあると思います。

ほかにいかがでしょうか。

岡野委員、ひとまず質問のほうへの回答としてはよろしいでしょうか。

【岡野委員】 今回、環境こだわり農業の深化の必要性であったりとか、方向性であったりとかというのは整理をしていただいてまして、その深化の方向性の一つに有機があったりとかするわけなんですけれども、そもそも、その環境こだわり農業が進めてきたものというか、目指してきたような目的と照らして、この環境こだわり農業の深化の方向性が、そもそもの目的と照らしてどうなのかというような整理が、このスタートの段階で、やっぱり一緒にできてあるほうがわかりやすいのかなと。

この資料を読ませていただく限りでは、どうしても、競争力の強化であったりとか、トップランナーとして走り続けるためにというような、そういうような経済的な視点ばかりが目立ってしまうような気がするので、その辺ちょっと、お聞かせいただけたらありがたいなと思います。

【井手会長】 今の点は、いま一度、環境こだわりの目指すところ、目標について、事務局のほうから回答をという御意見でしょうか。

【岡野委員】 照らして、今回のこの環境こだわりの深化というものがどうなのかという整理も、一緒に、同時に、最初にできてあるほうが、方向性がおかしくならないかなと。

【井手会長】 一つの大きな、ある意味、一番最初に検討すべき課題であるという御提案ですね。

はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員。

【片山委員】 私のほうから、意見と提案と、4つほど言わせていただきたいと思います。

まず、課題のほうで、1つ目、2つ目、4つ目にかかわること

で、多分、5割削減とか有機農業とかって、付加価値がつきづらいと書いてあるんですけど、私は多分、現状で、消費者にとっては、それが付加価値で買うという人が余り、少なくなっているのではないかと、スタンダードになってきている分、少なくなっているのかなと思っています。

なので、重要なこととしては、滋賀県、琵琶湖があるので、琵琶湖が絡んだ循環型農業として、消費者と生産者を巻き込んだストーリー性のあるような農産物、環境こだわり農産物のストーリーがあるような形で取り組んでいくような形がいいのかなと考えています。

例えば、問題ではあるんですけど、水草堆肥を使うとか、ブラックバスの巨群を使うとか、一部、平和堂さんが取り組んでおられる残渣の堆肥の利用とか、そういった形で循環型のような農業のストーリーがあると、さらによいかなと思っています。

あと、課題のほうの6番目の、野菜など園芸作物は購入できる環境には至っていないとか、取組の進行を増やしていけない状態とか、青年農業者クラブの意見では、滋賀の気候では、高温多湿な気候であるのが現状で、5割削減して取り組むのがちょっと難しいというのが意見で出ておりました。

あと、有機農業等の新たな表示として、今後の協議が必要な事項に書いてあるんですけど、新しい表示としては、色別でわかるようにしてはどうかとか、あと、認証とか確認のあり方で、各地域に有機農業の知識のある普及指導員さんを配置させてみてはどうかかと、こちらの意見としてあります。

あと、マークの背景なんですけど、背景というか、マーク自体が滋賀県とわかりにくいという意見が出ていたかと思うんですけど、その背景に琵琶湖のマークを入れるだけでもいいので、ぱっと見て滋賀県とわかりやすいというマークにしてみてもいいかなと思います。

【井手会長】

ありがとうございました。幾つか御指摘と、具体的な御提案があったと思います。

1点目は、環境こだわりとして、当然、スタンダード化を狙ってきたわけですが、当然、そのスタンダードとなれば、付加価値は下がると。これはある意味、必然なのかもしれませんね。

それから、2点目といたしましては、今後の深化の方向性の一つだと捉えさせていただきましたが、琵琶湖、あるいは循環型という形でのストーリー性を持たせるべきであるということですね。

それから、3点目といたしましては、なかなか滋賀県で園芸作物の環境こだわりは難しいんじゃないかということ。

4番目といたしましては、新たな認証におけます、色別とか、あるいは有機農業の知識のある指導者等の配置、それから、そもそも、現在のマークについて、背景に琵琶湖等を入れてはどうかという御提案。

はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。今のような形の提案でも結構ですが。

はい、そうしましたら、河合委員、お願いいたします。

【河合委員】 先ほどから言われているとおりでございますけれども、やっぱり、滋賀県で言う三方よしで、生産者も、また流通業者も消費者も喜んでいただけるような米づくりというのが、やっぱり一番目指すところかなと思うんです。

ただ、この課題にもあるように、それから、今後の有機米の課題にもありますように、私、前もお話しさせてもらったんやけれども、どうも生産者が誇りを持てるだけの価格が反映されていないという部分が。それで、もうそういうのは今も、最近の情勢を見てみると、主食米と合わせて、最近は外食米というか、中食というか、そういった分野が網羅する。需要が多いというか、足りないんだよということを書いています。

そういうことで、きばっていいのを作っている、実際、需要がそういう方向へ行ったのかなという部分もあるので、やっぱり、流通の皆さんにも力になってもらって、ここで、このアピールの仕方、それから、米屋さんについても、こういった、若干こだわった商品だよという。

よく本屋を見てみると、知ってはいるけれども、買うところがわからない、それから、どこに売っているかわからないという部分がありますので、そういった消費者に対するPRも含めて、あと、そういった流通業者に対しての力も入れるべきじゃないかなと思うのと、先ほども出ていましたけれども、環境こだわりというと、もう誰もが思うのは琵琶湖、環境といった、全てそういう部分で思うねんけれども、それやったら、今、滋賀県が目指している世界農業遺産に向けてという部分に、もう少しチェンジしていてもいいのかなと。もう、環境こだわりというと、もう全てがマンネリ化してしまっているとか、全てがもう知り過ぎて、それが薄らいでしまっているという部分があるので、ちょっとインパクトを強めるためには、そういう部分がいいんじゃないかなというような思いが、私は

します。

私、先日も、コウノトリ米って有名になっていますけれど、やっぱり地域が取り組んでいるなというあれが全てわかるんです。今やったら、もう全て、水田に水を張っていましたけれども、何でこんなここだけはいったら、ああ、そうや、そうや、ここはコウノトリ米やということで、地域がやっぱり取り組んでいると。ただ、ばらばらでやっているんじゃなくして、そういう形の取組、課題にも書いてましたけれども、これからはやっぱりグループとか集団でやるとか、そういう取組で消費者にアピールする、そんなことを私は思いました。

それから、もう1点だけ。今は有機米、有機農業と言っていますが、最近、海外へ行くと、オーガニック市場というのが物すごくはやっていますね。そういう部分でのこの位置づけが、日本でもこれからオリンピックを控えて、どんどんそういうようなお店なりに消費者が増えてくるだろうと言われていまして、そういった部分で、有機農業は物すごく厳しいあれもありますので、その辺がもう少し世界に通じるようなオーガニック農業的な部分がいいんじゃないかなという思いがしています。

以上です。

【井手会長】

ありがとうございます。

何点か、御提案をいただいております。

最初の提案は、従来から言われている点ではありますが、消費者とともに流通の方々にもアピールできるようにするという事。それから、2点目につきましては、環境こだわりではマンネリ化しているため、県が今考えておられます世界農業遺産の登録に何か合わせた形でのアピールができないかということ。もうひとつは、豊岡のコウノトリ米のように、地域を挙げての取組で、もっとアピールできるような形がとれないかということ。最後につきましては、有機とオーガニックと何が違うのか、よくわかりませんが、世界的なオーガニックの枠組みの中で販売できるような形をとるべきだという御提案だと理解しました。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、立花委員、お願いいたします。

【立花委員】 立花です。

急に有機のやつが入ってきたというところで、おそらく、私、現場でいろいろ生産者さんとお話しさせていただくときに、環境こだわりとか、とっていらっしゃいますかと言うと、それよりももっとやっているからみたいな声とか、いろいろ聞かれてくるんですね。なので、おそらく、滋賀県はもともと皆さん、生産者さんは農薬を少なく、琵琶湖に優しく作っているんだという自覚を持って作られている方が非常に多いというのを感じました。

なので、そういった方々も取り込んだ、もっとすごい、今、ここに日本一の数字みたいなのが出ていますけれども、それ以上に出てくるのかなという意味で、枠を広げる意味で、こういうところで有機というのが、今回こういうふうに入ってきたのかなというふうに思いました。

あと、資料3の発信の部分なんですけれども、今回、発信事業に予算をとられたということはすごくいいことだと思います。日本一というキャッチも滋賀県全体のブランド力のアップになって、それもつながってくるのでいいと思うのですが、この発信が日本一というのだけを、どこに向かって、何のために発信されていくのかというのがきちんと決められて、計画を立てられてやっていってほしいなというふうに思います。

せっかく、お米の産地で、環境こだわり米がたくさん出ているのに、県外に発信していて、県内の方が県外のお米を食べていては、それは意味がないのかなというふうに思いますので、そのあたり、計画を立てられて、効果的に滋賀の魅力アップのときには、そういったことも使われて、だけど、県内のほうも忘れずにPRをされていくことを望みます。

【井手会長】 ありがとうございます。

御意見としては2点でしょうか。1点目は、県内で、環境こだわりとして、5割削減以上に取り組んでおられる農家の方々も多いということ。私もちょっとそのあたりは気になっていました。今、議題としては5割削減のこだわりと、無農薬、有機という形でぱんと2つに分かれているのですが、私が知る限りでは、7割削減とか、自主的に5割以上の削減をされている、でも、有機ではないという農家の方々も、かなりいらっしゃるというふうに認識しております。なので、そういった方々もきちっと取り込んで、なおかつ、やっぱりキーワードとしては差別化ということだろうと思うのですが、全体の中で、やはり、差別ができるような形というのが必要な

んだらうというふうに思っております。

2点目といたしましては、発信事業については、十分にターゲットをよく検討されて、県外だけではなくて、そもそも県内での認知度の向上をということですね。

いかがでしょうか。

では、竹山委員

【竹山委員】 実際のこの取組面積なんですけれども、対象支援の面積という形で書いているんですけれども、実際、認証を受けられた農産物と支援の対象となる技術的な要因の面積との差があると思うんです。

うちらでも、果樹園をやっていたら、支援の対象項目にはならないけども、こだわり栽培の認証は受けているという、そういった部分もあるかと思いたすのが一つと、先ほど言われたように、流通の中で、この認証制度そのものの確認制度が、大方がJAさん関係のほうが多いかと思うんですね。

商系流通なり、個人で販売しておられる方になってくると、認証の確認制度、また書類のやりとり云々よりも、自分たちで付加価値をつけているから、わざわざ認証は要らないよとか、支援は要らないよという生産者も中にはたくさんおられるんじゃないかな。

ですから、実際、これ数字をはじいてみたら、もう少し面積は増えているんじゃないかなというふうには思うんで、もう少し、この数字だけが本当のものなのかなというような感じはいたします。

やっておられる方、たくさんおられると思うんです。こだわり、先ほどから話に出ていますように、こだわり以上の減農薬、オール有機等々あると思うんで、もう少し実態が、どこまでこれ、調査されているのかなというような気がいたしました。

【井手会長】 ありがとうございます。

竹山さんの御指摘の趣旨としましては、実態をきちっと把握するというのもさることながら、新しい方向性としては、そういった今、こだわりの枠外だけど、実際にやられている方も巻き込むべきだという、そういう御指摘ですね。

ありがとうございます。

これはよろしいですね。もともと、支援なしに認証だけ受けておられる方もおられますし、また、確認等の手間を惜しんで、認証は受けておられないけど、実際はやられているところも多いというふうに私も聞いておりましたので。

そのあたり、県のほうは、おおよそどれくらいか、そのあたりの感

覚というのはお持ちなのでしょうか。

【事務局】 認証のみという数字は把握しておりまして、先ほど、1万5,300ヘクタール、今年度の速報値を申し上げましたが、そのうちで、認証のみというのが671ヘクタールというふうな形の速報になってございますので、5%くらいは直接支払はないけれども、認証だけで取り組むといった方の分は把握しています。

ただ、認証も受けない、直接支払も受けないという方については、ちょっと把握しようがないので、そこは、県としては今、何ともわからないというのが実態でございます。

【井手会長】 わかりました。どの制度も、特に確認のところが、ある意味、質保証として重要ではあるのですが、そこに手間がかかり過ぎますと、なかなかそういった認証制度が普及しないという、なかなかジレンマがあるところです。ただ、趣旨としましては、やはり、より広い、現在いろんな形で取り組んでおられる方々も包括的に巻き込むような制度のありようというのが望ましいのではないかという御意見というふうに承らせていただきました。

はい、いかがでしょうか、ほかに。

中井委員。

【中井委員】 中井です。

まず、この滋賀県の環境こだわり農業、これについて、ちょっと古い内容を見ていたんですけれども、まず、条件が、琵琶湖や周辺環境に配慮して栽培された農産物を県が認証、これが環境こだわり農産物やと。その趣旨の中に、滋賀の自然を守り、琵琶湖の水を美しく保つための取組だという内容ですよ。

推進の基本的、4つの観点というのを、ちょっと違うものを見てきたんですけれども、まず、1番に、県はその責務として、推進のための基本計画を明確にするとともに、具体的な環境対応技術を開発し、浸透させる。また、県は、農業者や農業グループ等、環境こだわり農業の実施に関する協定を結び、必要な場合には、経済的支援を行う。2番目に、農業者および農業団体は、その努力として、環境こだわり農業に積極的に取り組み、消費者が望む安心できる農作物を作る。3番目に、農業販売業者は、その努力として、環境こだわり農産物を積極的に販売していく。4番目、消費者は、その役割として、環境こだわり農産物を率先して購入する。

これが、総こだわり、県民総こだわりというようなところであるわけですが、まず、環境こだわりの認証マークですね。特に、アイ・キャッチャーとなる環境こだわり農産物、まず、この条件として、作る前、生産の前の段階から消費に至るまでの徹底したこだわり、その事業推進の見える化がこのアイ・キャッチャーとしての環境こだわり農産物の認証マークやと。

私が思うのは、このいろんな内容を進めてこられたんだとは思いますが、ですから、この環境こだわり農産物、例えば、農薬、化学肥料、通常の5割以下という文言があるわけですが、平成19年4月に改正になった特別農産物の表示ガイドラインの中に、減農薬、無農薬、無化学肥料、減化学肥料、こういった表示が禁止となったのですよね。

この中で、一般消費者が、例えば、この委員会でも出ましたが、削減の比較対象になる基準がわかりにくい。それと、何が削減されたかが不明確やと。消費者にとって、わかりにくいというようなことがあって、先ほど、片山委員がおっしゃられたり、各委員さんがおっしゃられている、別の内容でもっと見える化を、これ、深化というのかどうかわからないですけども、いろんな工夫をされて、この環境こだわりをもう少し広げるための努力というのはされていると思うんですよね。

我々、市場も、そういったところを、まず、消費者ニーズにあった、特にそういった情報を農家に伝えて、やはり、消費者が求めるものをどのように作っていただくかを進めているわけですが、先ほどお米の面積がたくさん増えてきた、野菜は増えてないよというような話の中で、最初に数字を聞かせていただいたんですけども、やはり、こういったものが目に見えない形で、数字にあらわれてないので、ここらをもう少し詳しく拾っていただいて、それについて、一緒に深化させてほしいなというふうに私は考えます。

以上でございます。

【井手会長】

ありがとうございます。

御発言の趣旨は、全てにおいて、いろんな意味において、もっと見える化をという御指摘だったととらえております。

中でもとりわけ、とにかく中身がわかりにくいというのは、確かにそうだと。5割削減と言われましても、何が5割かというのは、正確にこれが言えるっていうのは、かなり、本当に一部の方で、消費者には、確かにわかりにくいなというところがございますね。そのあたり、大きな課題だろうというふうに感じております。

いかがでしょうか。まだ御発言されていないということでは。
はい、小川委員、お願いいたします。

【小川委員】 すみません、いろいろな御意見を聞かせていただいて、勉強させていただきました。学校給食の観点からと、それから、参加させていただいての個人的な感想をちょっと述べさせていただこうかと思えます。

現在、滋賀県の学校給食では、100%滋賀県産のお米を使っています。それから、野菜等、それから、琵琶湖でとれる湖魚等、目標値30%を超える量を、今現在、給食は使用させていただいています。

先ほど、中井委員さんのほうが言われたことを、ちょっと自分自身も考えていまして、環境こだわりのこの取組というのは、最初は環境保全から進められていると思いますので、今までの取組で滋賀の環境はよくなったんでしょうかという評価がなければ進めにくいかなというふうに思いました。

次年度に向けて、有機栽培を促進していく。ここで環境と、それから有機農業という、2つの視点が加わりましたので、これをどのように関係させていって、発展をさせていったらいいのかなというのが、今日、参加させていただいて、どうしたほうがいいのかというふうに考えさせられました。

給食の場合には、実は、生鮮食料品としての野菜については証明書をとってないんですけれども、冷凍の野菜であったりカット野菜については、この農薬の残留濃度検査表というのを必ず提出していただくというような形になっていますので、やはり、有機のものというのは、学校給食にも合致する部分はあるかなとは思いますが、限られた予算の中でどう展開していったらいいのかなと。

それから、実は、子どもたちが、滋賀県のお米を食べていたり、地域のお米を食べていたり、あるいは野菜を食べているということは知ってるんですけど、環境こだわりの農産物を食べているかということを知ったら、多分、ほとんどゼロに近いと思います。

そこら辺がこちらのPR不足でもありますし、県として、学校給食を進めていく上で、この環境こだわりを給食にどう生かしていくかというのは課を越えた取組になりますので、そこら辺の連携をどうとっていかうかなと。

子どもたちにPRすれば、多分、一番広がり早いと思うんですけども、どこから取り組んでいったらいいのかなというのを、ちょっとまた、私たちの協議会のほうでも、持ち帰らせていただいて

検討したいなというふうに思いました。

以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。

特に、学校給食、子どもたちに食育も絡めた上でのありようという
ことで、幾つか検討すべき項目を挙げていただいたというふうに
思っております。

まず1点目は、これはなかなか難しいんですが、結局、環境こだ
わりの取組の成果として、それが具体的に、例えば琵琶湖にどうい
った効果があったのかということ。

これは難しいんです。わかりやすく言えることとしましては、県
内で使用される合成農薬につきましては、確実に、開始当初から比
べて4割減っているということ。しかし、そのうち、どれくらいが
琵琶湖に流れ出ている、だから、うち何割が実質的にカットできて
いるかということになると、これはなかなか評価しづらいところ
があります。

それから、私の理解では、特に水稻等につきましては、やはり、
環境こだわりの田んぼから流出する窒素は、慣行田に比べると半分
になるというのがわかっています。ただ、これもややこしいのです
が、半分になるのがかんがい期に限定されていて、年のうちの2か
月くらいかな、かんがい期以外の、いわゆる非かんがい期は、直接
流出しないものですから、削減分がちょっとカウントができないと
いうところと、全体的に、県の水稲のうち5割が近いと言えども、
そのあたりの掛け算をすると、負荷量の削減量としては、数%にと
どまったと思います。

そのあたりは、琵琶湖政策課か琵琶湖保全再生課のほうに確認し
ていただけたら、一応、私の理解では、琵琶湖に流入する農地系の
負荷量計算の中で、環境こだわりによる削減分は計算されていたは
ずなので、値としては確認できると思います。

あとは、ほかの委員の皆様からも御指摘があった点だと思いま
すが、環境保全という目的と、有機、おそらく安全安心という目的
は、一致するようできて、厳密に言うと必ずしも一致しておりませ
んので、そのあたりをきちっと、環境こだわりとしての目的の
ところで整合性を図る必要があるということでもあります。

学校給食は単価の問題もございますので、いろんな部局を超えた
形での取組が必要になります。子どもたちへの食育を通じたPRと
いうことにもなりますので、そういったところも検討課題として、

ぜひ、挙げておいていただければというふうに思います。

そうしましたら、いかがでしょうか。

田中委員、お願いできますか。

【田中委員】 田中です。

今、小川委員のほうから、環境こだわりの環境への影響ということをおっしゃられて、岡野委員も、先ほど少し関連することをおっしゃったので。

確かに、会長の井手先生のおっしゃるとおり、なかなか難しいところなんですけれども、一つ、試行的に計算をした結果がありまして、今度、学会が報告を、来月行う予定なんですけれども、西の湖ってあるじゃないですか、近江八幡の。西の湖は昔は透明で、水草が繁茂してたんですね。ところが、90年代の前半に大きく変化が起こりまして、それ以降はかなり汚濁した、水草が生えない、そういった状況が続いているんですね。

これは、生態学でいうレジームシフトという状態で、一つの大きな変化が一度起こってしまうと、容易に元には戻らない。そういう状況が90年代にあったと。琵琶湖でもそういうことがあったんですね。

環境こだわりは、いろいろな保全の取組があるんですけれども、ごく一般的な形式として、無機肥料を5割削減して、有機で代替すると。それをどれくらいの面積で、その西の湖に流入する農地の中の何割がそれを継続的に行うと、その元の状態に戻るかという計算を、民間のコンサルの人たちとしたんですね。

ちょっと今、結果があるんですけれども、仮に、あり得ないシナリオですけれども、全ての農家が100%取り組んだ場合ですね。それですと6年かかるという、そういう結果なんです。取組が減るに従って、なかなか時間がかかるようになりまして、現状が大体4割だと思っただろうと、西の湖の流域で。ですと、計算の結果によると18年かかるだろうと。4割を下回ると、もう永遠に改善されないという。

つまり、環境への取組、もちろん目標が何かにもよるんですけれども、その目標をクリアするためには、かなり面的に大きく取り組む必要のあるものもありますし、おそらく、琵琶湖の水質改善というのは、そういう類だと思っただろうと。

一方で、例えば、ある地域で、蛍をふ化させたいとか、そういう場合は、そんなに大きな取組は必要なくて、局所的にかなり、有機ですとか、ビオトープですとか、そういった特定の取組を集中的

に、限られたところでやれば十分というものもあったりして、どこに目標を置くかというので、かなり環境こだわり農業のあり方というのも大きく変わってくるだろうと思うんですね。

今日、いただいた深化に向けての資料の1ページ目に、課題として8点書いてございますけれども、この課題のところには、環境的などころというのは特に書いてないので、そういう意味では、どういったところに、今後はどういうふうに深化していくかというのは、その課題となる環境の目標というのと関係してくるとは思いますので、少しそこがわかりにくいなというところがあるんですね。

トピック変わりますが、既に多くの委員の方々から御指摘の、環境こだわり農業という、環境こだわりというのを、今後どういうふうにしていくかという、皆さん、さまざまな御意見をお持ちで、なかなか収束するのは難しいと思うんですけども、やはり、環境こだわりというのが、これは県の方もおっしゃっていますが、やはりいろんな、県がこういったことを始めている中で、環境こだわりという言葉が、滋賀県独自のものとしての意味を持っているかどうかというのが、かなり、やはり、薄くなってしまっているような印象を受けますので、名称の変更が必要かどうかとか、ロゴの変更がどうかというのは、私もなかなか確固たる意見がないんですけども、少し、大きく進路を変える可能性も含めて検討してもいいのかなという気はいたします。

それから、今回のこれは、むしろ私のほうから質問なんですけれども、今回の見直し、深化というのは、あくまで、直接支払の国の制度の中でという感じでお考えなんですか。それとも、その制度、例えば、この直払いの制度というのは、滋賀県が県単で始めたという経緯があって、国に先んじて、独自性のあるものを作っていったわけなんですけれども、そういったことも含めて深化をいうのを考えるのか。あるいは、あくまで、国の制度の枠内で、何か独自性を見出すのか、その辺のところ、今後のあり方というのも、かなり、大きく変わってくるんじゃないかと思うんですね。ですから、その基本的な立ち位置というのが少々、議論が必要かなと。

私、有機農業というのは、一つのありようとして、大いにあり得ると思うんですね。ただ、その目標が面的に大きく面積を拡大するというのであれば、やはり有機は難しいと思いますし、おそらくそうではないと思うんですよ。その限られた面積でも、とがったものをという、そういう考えかなと思いますので、私はそれでいいと思うんですね。

有機JASの話がさっき若干出ましたけれども、これも、その目

標がどこにあるか。例えば、消費者が国内である程度、消費者に満足してもらえるような、そういう取組であれば、有機JASの認証は必要ないようにも思います、確かに。

ただ、例えば、今後のTPPはかなりというか、もうなくなりましたけれども、今後、海外の消費者に滋賀の農産物を届けるとか、そういうことを考えるのであれば、有機JASは、ほぼ必須じゃないかと思うんですね。

御存じのとおり、日本は有機農業の国際条約に入っていますので、有機JASの認証をとれば、USDAオーガニックですとか、EUバイオといった、そういうシールを貼れますので、これは非常に大きな付加価値になりますし、むしろ、向こうではそれがスタンダード化していますので、そのあたりも含めて、少し大きなところでどういう方向性をとるのが、やはり、深化の中身を議論するときに必要なかなと思います。

最後に、世界農業遺産の申請は、滋賀県の大きな一種の独自性の柱になるのではないかと思うんですけども、それと、そのこだわり農業の深化というのを、どうリンクさせていくかというのは、言うまでもなく重要な課題だと思いますので、そこをどういうふうにしていくかという。

私も確固たるアイデアがないんですけども、そこをうまく考えていくことが、おそらくは課題の7つ目ですとか、要するに農業の競争力の強化ですよね、そういったものともつながってくるように思いますので、そういった深化の方向性ですね。いろいろ議論が、可能性が多いので非常に悩ましいところなんですけれども、大きな目標を幾つか据えつつ、その基本的な方向性というのをこの委員会で議論していくことが必要ではないかなと思います。

長々とすみません。

【井手会長】 ありがとうございます。

大きく御提案としましては、目標をどこに置くのかというところを明確にすべきだというふうに受け取らせていただきました。環境保全一つをとっても、どういったところまでの環境の改善を目標とするのかということですね。あるいは、有機を進めるにしても、どこくらいまでを目標に置くのか。認証も、ある意味同じですよ。目標の置き方一つによって、どこまでの認証制度でやっていくのかということが大きく違ってきますので。

そういった点にも関係しますところで、御質問というふうに受け取らせていただきましたのが1点。まず、今後、深化を考えるに当

たつての制度的な枠組みとして、事務局として、今どういったところを想定しているのか。いわゆる、従前の国の直接支払制度の枠組みの中で考えるのか。あるいは、そこを超えたところで考えていくのか、これはかなり大きな問題ではありますが、まず、その点につきまして事務局から。

【事務局】 今、制度の枠組みの中で考えるのかということなんですけれど、今のところはもう少し自由な形で考えていただければどうかなというふうに思っています。

先ほどの資料にもありましたように、国のほうも、今ちょっと見直しのほうを考えておられますので、場合によっては、滋賀県からこういうことを皆さんの意見から聞いて、こうしたほうがいいですよと、反対に国のほうに提案することもできるのかなということも思っております。

ですから、今、確かに有機農業も、先ほどの一覧の中にありましたように、10アール当たり8,000円という枠組みがございます。だから、その中でということで、というよりもむしろ、やはりきちっとした、掛かり増しがかなり、客観的に見て、価格的にもっと高くかかるということであれば、国のほうにもうちょっと上げてくれよというようなことも言うていく必要があるでしょうし、ただ、それが全てなるかどうかは別の話ですけれども、基本的には今あるこの8,000円とかそういう中でどういうふうにしていくかというのは、むしろ、皆さんのほうからいろいろと御意見をいただいた中で、その中で施策として何が必要かと。必要な場合については、国にも申し出ていくというくらいの、一応、気持ちでおります。

ただ、どこまでできるかというのは、今すぐには答えることはできませんけれども、今の環境保全型農業直接支払制度のメニューの中でどうするかというのは、むしろ、もうちょっと自由に考えていただくほうがありがたいというふうに思います。

【井手会長】 ありがとうございます。

もう1点、世界農業遺産とのリンクをどうしていくかということですが、これに関して、今の時点で何かお答えいただくようなことはございますか。

【事務局】 基本的には、先ほど言いましたように、平成31年の認定に向けて、今やろうとしています、その世界農業遺産認定に向けての幾つ

かの大きな要素はございますけれども、その中の一つとして、この環境こだわり農業というものは位置づけられるものだというふうに考えております。

そうした中で、多分、今、世界農業遺産の認定に向けては、今現状のものを出していくしかないかなと思いますけれども、新たな方向性として、こういうものを滋賀県としても持っていきますよということのはつけ加えることができるのかなというふうに思います。

確か、世界農業遺産というのは、これからどういう形で発展していくのということも評価されるというふうにも聞いておりますので、いわゆる伝統的なものだけ、いかに保存するかということだけじゃなしに、これからどういう形で発展させていくのかというようなどころも、世界農業遺産については認定の一つの要件でもあるということです。そういった面では、皆さんに考えていただいたものが、どういう新たな方向性で、こういったものがいけますよというのが、世界農業遺産の認定にも一つ評価される点ではあるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【井手会長】 ということで、かなり自由といひますか、大きな枠組みの中で議論をしていいと。それはそれでなかなか難しいのですが。

そうしましたら、黒川委員、御発言をお願ひできますでしょうか。

【黒川委員】 すみません、平和堂のほうで農産物は米ですね、あとは、加工食品のほうを担当させてもらっていますので、弊社の3月から1月まで、ちょうど11か月のお米の、いわば、区分別の販売状況を今、話しさせてもらいながら、お客さんがどういうふうに動いているのかなということと、そこから考えられる考察という形でお話しさせてもらいます。

平和堂の米全体の売上げというのは、ちょうど既存店、要は新しい店と閉店した店を除いて、今ある店ですね、で、111売上げは伸びました。おととしと比べると、相場が上がっているという部分があるんですけども、1品単価は102.9です。何が違うかという、数が107.9ですから、ほぼ1.08倍、1割弱、販売数量が伸びています。

その中の内訳はというと、こだわった魚沼産コシヒカリとかっていう、アッパーなお米、これは売上げは101.4ですけども、数量は97.7でした。数は伸びていません。要は、単価が上がったから、売上げがちょこっと上がっています。ブレンド米、価格対

抗米、これは単価は94ですけれども、数量は132、売上げが125になっています。

我々ずっと滋賀県だけで商売させてもらってたんで、コシヒカリを特売で売っていて、そこそこ商売させてもらってました。それが、いろんなドラッグストアが来られたりとか、ホームセンターが来られたりとかして、ぼっと5年も6年も商売していると、そういうところにいっぱいお客さんが行ったんでしょね。去年から、去年かけて、そういうお米も売らせてもらいましたという部分が今の数字になっていますし、全体としてもそういう形になっています。

なぜかという、お米ってやっぱり、食単価が高いんですよ。パスタとか、今洋食が進んでいますけれど、パスタを湯がいて食べると、びっくりするくらい安いんですし、無菌米飯も、あれ3個パック、大体国産のええやつやったら、100円ちょっとかかりますけれども、百二、三十円かかりますけれども、今、冷食のパスタ、150円で買ってしまうという部分の、これちょっとシビアに見ていかんとあかんのかなという部分が今ちょっと起こっているのかなと。

そういう中で、我々、ドライなんですけれども、ドライの商品を作るときに考えるのが、よくある、公式でよく出てきますけれど、 $V = Q / P$ 、 V は商品価値ですね。 P は価格ですわ。 Q はクオリティーですわ。だから、同じクオリティーのものやったら、分母のプライスが安いほうがいいですし、反対に、品質がよかっても価格が上がったら、価値は大してないということですよ。

その中で、やっぱり、去年1年、みずかがみを販売させてもらったんですけれども、みずかがみって、おとし対比で2.8倍売上げで増えています。みずかがみの非常によかったのはというと、やはり、特Aをとられたということと、それから冷めてもかたくならないというアピール点が非常に明確にあったというのと、前回、給食センターの方がちょっとお話しされていましたがけれども、コシヒカリよりちょっと安いという部分がすごいお客さんにとって、わかりやすいんですよ。だから、ええもんが安いんですわ。

ええもんが安いから売れるという中でいくと、いろんなものを作っていくときに、我々がくらしモアの商品を作るときに、そうしたくらしモアはどういうふうに作ろうかなと思うと、同じNBの商品よりも、2割安い商品を同品質で作ろうって作るんですよ。

最近「E-WA!」という、ちょっとアッパーなPBを作っています。それは、NBの一番売れている商品に、それが有機とか減塩とかを付加して、大体15%くらいまでに値段を抑えようという話

ですわ。何が言いたいかといったら、よかっても、高かったら売れへんと。

マス（大量）にはなりづらいという中で、先ほど有機という話が出てきました。アメリカのスーパーとかいてると、ホールフーズとかっていうすごい有機のスーパーが、ある一定のシェアをもう持っておられます。アメリカの市場というのは、5年、10年おくれて、日本にやってきます。だから、有機というのは、絶対にこれからマーケット、あると私も思います。

去年の10月か秋ごろに、関西の大手のスーパーのチェーンが有機、それから、健康をテーマにしたスーパーマーケットを作られました。そういう商品しか並んでいない。一度、農産物も含めて、そこを見にいかれたらいい勉強になるのかなというふうに思います。いろんなシールをいっぱい貼っています、値下げの。だから、何が違うかっていったら、値段がずれているんですよ。

ですので、有機の取組というのは絶対やっていくべきやと思うんですけども、そうしたら、消費者に受け入れられる値段が、幾らがゴールポイントなのかという部分を定めて着手していかないと、いいけど、やっぱりちょっと高いし、結局、手を出してもらえない。最終的に、スーパーマーケット行ったら、値下げのシールを貼っている。いいものが鮮度感のない状態で売られてしまうみたいなことになってしまうのかなというふうに思います。

いいものを安くつくれというのは簡単じゃない話というのは重々わかっていますけれども、結局、それを乗り越えていかないと。乗り越えたときには、すごいマーケットが広がっているなというふうに思いますので、そういう商品を販売させていただけるよう、また今後ともよろしくお願いします。

【井手会長】 ありがとうございます。

やはり、専門というか、実際のお店で販売されている方からの貴重な御意見ですね。

特に、御指摘の中で重要かなと思いましたが、有機に力を入れるにしても、価格設定ですね、そのあたりも含めて考えないと。それから、県がやる以上、やはり、有機についても、一定のマスを考えていかれるということでしょうね。そのあたりのことですね。

そういった意味で、みずかがみが売れたというのは、その要因をよく考えなきゃいけないのかなと。みずかがみ自身は、いわゆるこだわりですよ。有機ではない。だけど、売れたと。そのあたり十分考えなければいけないのかなというふうにとらせていただきました。

た。

あと、1回は御発言いただいておりますけれど、深尾委員、今後の深化の方向性につきまして、何か御意見は。

【深尾委員】 今、県から説明いただきました深化の方向性ですね。これにつきましては、先ほどオリンピックとかパラリンピックのことも考えなあかんと。それから、そうなると、JGAPが出るか、グローバルギャップが出るかと、そこまで考えていかなあかんと。しかし、グローバルギャップをとろうと思ったら、二、三年はかかるということで、いろんなことを考えていかなあかんわけですけど、そういうことも含めて、やっぱり、有機というのはこれからの取組で必要やというふうに思います。

特に、前のオリンピックのときでも、グローバルギャップ、プラス、有機というのが食材の調達の基準やったということを聞いています。しかし、一生懸命つくっても、実際に業者に買ってもらえるかというのはわからんということです。認証をとるのに時間とコストが相当かかると、非常に難しい状況ではありますけれど、そういうことも含めて、深化の方向性はこういうことしかないんじゃないかなというような感じはしています。

ただ、この機会に、ずっと思っているんですけど、環境こだわりという言葉は、決してスマートではないネーミングですので、そろそろ、もう環境こだわりというのは、県の事業名としてのみ残して、サブネームを考えると、さっき片山さんが言ってくれはったように、色ですね。色で、選挙やないんですけど、緑はこだわりのシンボルカラーとか、何か考えへんといけないと思うわけです。またいいネーミングを県のほうで、サブネーム、それから、よい色とか募集していただければというふうに思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

全体的に、有機という大きな方向性としては異存はないというふうに受けとめさせていただきました。しかしながら、名称の問題、それから、ラベルの色でありますとか、そのあたりは十分に検討する必要があるということですね。

私のほうから1点確認させていただきたいのですが、先ほどから有機JASとかグローバルな認証などの、かなりテクニカルな検討をしなければいけない内容も御意見として挙がってきておりましたが、行程表の中では、別途、有機農業等協議会というのを立ち上げられるわけですね。おそらく、有機農業をどうやっていくんだと

いうことに関して、かなりテクニカルなところは、そちらの協議会のほうで議論されるのかな、議論しなきゃいけないから設置されるのかなというふうに理解しているのですが、私が気になりますのは、その有機農業等協議会とこちらの環境こだわり農業の審議会との、何ていうんですかね、役割分担といたしますか、そのあたりを、もう少し明確に事務局のほうから御説明しておいていただきたいと思います。

【事務局】

すみません、資料2の4ページの行程表のところ、先ほど説明を省かせていただきましたけれども、今ほど、井手先生のほうからございました、行程表の中の上から4段目のところに、仮称で、有機農業等協議会ということで書かせていただいております。

こちらについては、実際、有機農業に取り組まれている農業者の方、あと、今日おいでいただいております農業団体、JA中央会がありますとか、全農さん、あと、県等で構成を考えておりますけれども、主にメインは技術的な部分をきちっと整理をしていきたいと。

実証ほの設置もいたしますので、そうした、まず、有機農業の栽培が、先ほど価格的な話もございましたけれども、やはり、一定、今よりも手間を減らして収量を上げるようなことにならないと先が見えてきませんので、そうした意味で、有機農業の技術を中心に、ここできちっと検討していきたいと考えております。

そこは技術課題の検討を中心に、あと、流通面のほうでも、マーケットとか、その辺がどの程度あるとか、そうした調査的なものなんかの把握もそこで必要に応じて、そうした専門のところから来ていただいて話を聞いたりしながら、そうしたマーケットがどの程度期待できるのかとか、そうした数字的なものなんかの整理もこちらのほうで一定、そういった審議会の基本的な検討の基礎資料になるようなものは、この協議会のほうで整理をしながら、そういったものを踏まえて、審議会のほうに、ある程度整理した、たたき台をまた出していきたいなというふうに考えております。

【井手会長】

ありがとうございます。

皆さん、よろしいでしょうか。別途、よりテクニカルな部分につきましては、そちらの協議会のほうでやっていただきまして、適時、その協議会関係での調査結果であるとか、そういったものが審議会のほうに参考データとして上がってくるということですね。

したがって、審議会といたしましては、開催回数の制約もございますので、どちらかという、より大きな枠組み、目標設定で

ありますとか、基本的な方向性に向けての考え方につきまして、論点を整理していくということが主な役割になるというふうに理解させていただきました。

とはいえ、なかなか責任の大きな案件になりますので、引き続き、皆様の御協力をお願いしたいと思っております。

本日につきましては、特にまとめるということはいたしません、いろんな貴重な御意見が本日出ましたので、論点としまして、事務局のほうできちっとまとめていただきまして、次回には資料として出していただき、引き続き、議論のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

はい、中井委員、何か。

【中井委員】 先ほどの環境こだわりマーク、高島市やったかな、高島市で、アイ・キャッチャーとして、シールを3つ作られたのかな。このアイ・キャッチャーがどのように受け入れられているか、ちょっとまた情報を次回までにいただきたいなと思います。以上です。

【井手会長】 事務局、よろしくお願いいたします。
田中先生、これ、よろしいでしょうか。最後に。

【田中委員】 たびたび失礼いたします。
お手元のカラーの裏表の1枚ものなんですけれども、私の所属しておりますセンターのほうで、公開シンポジウムというのを毎年やっております。今年、環境直接支払という、この委員会にも関連する大きなテーマを取り上げて、3月10日金曜日に、その大津の駅前に日本生命大津ビルというのがございまして、その4階にありますサテライトプラザで開催予定です。

この環境直接支払というのは、滋賀県がまず単独で始めた事業で、今、国の制度として、一つの大きな節目を迎えておると。そういうことで、県単で進めたときの経緯を御存じの先生方3人に御登壇いただきまして、第2部では、この委員会に関連する食のブランド推進課の方々ですとか、あとは世界農業遺産に関連して、そちらの青田さんですとかにもパネルディスカッションや報告でお話をいただきつつ、この制度を、今後どういうふうにしていくべきかというのを滋賀県から議論していこうと、そういう機会でございます。

入場無料で、事前登録も不要です。年度末でお忙しい時期だとは思いますが、もし御都合よろしければ、ぜひ、御出席いただければ

ありがたいと思います。
以上です。

【井手会長】 ありがとうございました。
よろしいでしょうか。ほかに御発言はありませんでしょうか。
そうしましたら、少し時間を超過してしまいましたが、以上をもちまして、第2回の審議会のほうを終了させていただきます。